

平成 17 年 1 月 28 日

指定開発行為「(仮称)NIPPPO小島町処理工場」に
係る条例環境影響評価審査書の公告について(お知らせ)

標記指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第25条第1項の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせします。

- 1 指定開発行為者
東京都中央区京橋1丁目19番11号
株式会社 NIPPPOコーポレーション
代表取締役社長 仁瓶 義夫
- 2 指定開発行為の名称及び所在地
(仮称)NIPPPO小島町処理工場
川崎市川崎区小島町8番地
- 3 条例環境影響評価審査書公告日
平成17年1月28日(金)
- 4 指定開発行為者問い合わせ先
株式会社 NIPPPOコーポレーション
関東第一支店 工場建設事務所
東京都新宿区西新宿3丁目7番1号
電話 03-5323-3677

(環境局環境評価室担当)
電話 200-2156

(仮称) N I P P O 小島町処理工場

に係る条例環境影響評価審査書

(概要)

平成 1 7 年 1 月

はじめに

(仮称) N I P P O 小島町処理工場 (以下「指定開発行為」という。) は、株式会社 N I P P O コーポレーション (以下「指定開発行為者」という。) が、川崎区小島町 8 番地の約 1.5 の区域において、建設系の産業廃棄物をリサイクルするための処理施設を建設するものである。

この処理施設は、アスファルトがら及びコンクリートがら (以下「がれき類」という。) を破砕、分級し、再生路盤材及び再生骨材を生産するものであり、1日の処理能力は1,040トンである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例 (以下「条例」という。) に基づき、平成 15 年 12 月 9 日に当該指定開発行為に係る指定開発行為実施届及び条例環境影響評価方法書 (以下「条例方法書」という。) を提出した。その後、条例に基づく手続きを経て、条例方法審査書に基づき、指定開発行為が環境に及ぼす影響を調査、予測及び評価を行い、平成 16 年 8 月 23 日に条例環境影響評価準備書 (以下「条例準備書」という。) を提出した。

川崎市は、これを受けて公告、縦覧したところ、市民等から意見書の提出がなかったことから、川崎市環境影響評価審議会 (以下「審議会」という。) に諮問し、平成 16 年 12 月 28 日に答申を得た。

川崎市では、この答申を踏まえ、本審査書を作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：株式会社 N I P P O コーポレーション

代表者：代表取締役社長 仁瓶 義夫

住 所：東京都中央区京橋 1 丁目 19 番 11 号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称) N I P P O 小島町処理工場

種 類：工場又は事業所の新設 (第 3 種行為)

廃棄物処理施設の新設 (第 1 種行為)

(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第 1 の 5 の項、7 の項に該当)

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市川崎区小島町 8 番地

区域面積：15,010 m²

用途地域：工業専用地域

(4) 計画の概要

ア 目的

建設系の産業廃棄物であるがれき類を破砕、分級処理し、再利用できる再生路盤材及び再生骨材を生産する。

イ 土地利用計画

・管理棟	16 m ² (0.1%)
・破砕上屋	450 m ² (3.0%)
・再生骨材上屋	245 m ² (1.6%)
・原料ヤード (がれき類置場)	4,500 m ² (30.0%)
・再生路盤材置場	1,621 m ² (10.8%)
・屋外設備	565 m ² (3.8%)
・緑化地	4,092 m ² (27.3%)
・通路・駐車場等	3,521 m ² (23.4%)

ウ 処理設備計画の概要

項 目		計 画 内 容
収集対象地域		川崎区、幸区、中原区、高津区、多摩区、宮前区、麻生区、その他周辺部
収集対象廃棄物		産業廃棄物（がれき類）
処 理 量		1,040 トン/日（130 トン/時×8 時間）
設 備 ・ 工 程	原料供給、選別工程	グリズリフィーダにて原料と路盤材を選別する
	一次破碎工程	ジョークラッシャにて原料を破碎する
	二次破碎工程	インパクトクラッシャにて原料を再破碎する
	鉄筋、木くず、異物抜き工程	磁選機、木くず除去装置にて異物を分離排出する
	ふるい分け工程	振動ふるいにてふるい分けし規格に適合した製品とする
運 転 計 画		受入 24 時間稼働、破碎設備 8 時間/日（昼間）運転

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、建設系の産業廃棄物であるがれき類を再生する処理施設の建設事業であり、工事中における安全対策や供用時の粉じん対策等の環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置等に加え、本審査意見の内容を遵守すること。

(2) 個別事項

ア 大気質

供用時における施設の稼働及び廃棄物等の貯留に伴う粉じんの発生については、周辺事業所等への影響が予測されるため、その抑制策として、主な機械設備は建屋内に設置するとともに、破碎機への投入前材料には、粉じん抑制装置による粉じん抑制剤の散布の他、場内及びストックヤード全体をカバーできる散水設備を設置するなどの環境保全のための措置を講ずることから、生活環境の保全に支障を及ぼさないとしている。

また、搬出入車両の走行に伴う道路端における年間平均付加濃度は、二酸化窒素で 0.0001ppm 以下、浮遊粒子状物質で 0.0001mg/ 以下と予測し、さらに、最新の規制適合車、低排出ガス車等を使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺環境に及ぼす影響は少ないとしている。

一方、船舶の航行（荷役時、航行時）における 1 時間値の最大付加濃度は、二酸化窒素で 0.0136 ~ 0.0145ppm、浮遊粒子状物質で 0.0023 ~ 0.0031mg/ と予測し、また、概ね東京湾内では良質燃料（A 重油）を使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺の大気環境への影響は少ないとしている。

しかしながら、廃棄物等の貯留に伴う粉じん対策として、場内及びストックヤード全体をカバーできる散水設備を設置しているが、散水個所が広範囲なことから、適切な箇所に設

置するとともに、その維持管理を徹底し、粉じんの飛散の抑制に努めること。

イ 緑

(ア) 緑の質

本計画における植栽予定樹種は、計画地の環境特性等に適合し、また、植栽土壌の整備を行うとともに、植栽後は適切な維持管理を実施する計画であることから、緑の適切な保全及び回復育成を図ることができるとしているが、植栽にあたっては、その時期、養生等について十分配慮すること。

(イ) 緑の量

本計画における緑被率は 27.3% で、地区別環境保全水準 (25.0%) を満足し、緑被面積、樹木本数ともに現況に比べて大きく増加するとともに、高木、中木、低木及び地被類を適切に組み合わせて植栽を行うことから、緑の回復育成を図ることができるとしているが、植栽する樹木等の適正な管理及び育成に努めること。

(ウ) 植栽土壌

本計画では、緑化地の土壌は良質な客土を使用するとともに、現況の土壌を施肥等により土壌改良を行うことから、植栽基盤として良好なものとなり、緑の保全及び回復育成に係る適正な植栽土壌が整備されとしているが、土壌整備にあたっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部局と協議すること。

ウ 騒音

建設時の建設機械の稼動に伴う敷地境界における騒音レベルの最大値は 81 デシベルで、地区別環境保全水準の値 (85 デシベル) を下回ると予測し、さらに、低騒音型の建設機械を使用するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。また、

工事用車両の走行に伴う道路端におけるピーク日の等価騒音レベルは、国道 409 号で 74.0 デシベル、殿町夜光線で 70.0 デシベルであり、国道 409 号では環境基準（昼間：70 デシベル）を上回ると予測しているが、現況においても環境基準を超えており、この現況に対する工事用車両による騒音の増加はほとんどないと予測している。これらに対し、工事用車両が集中しないよう車両台数の管理に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺環境への影響は少ないとしている。

一方、供用時の施設の稼動に伴う敷地境界における騒音レベルの最大値は 74 デシベルで、地区別環境保全水準（昼間：75 デシベル）を下回ると予測し、さらに、破碎機及び振動ふるい等は建屋内に設置するとともに、その建屋の内壁には防音対策を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。また、搬出入車両の走行に伴う道路端における等価騒音レベルの最大値は、国道 409 号で昼間 74.1 デシベル、夜間 71.1 デシベル、殿町夜光線で昼間 70.0 デシベル、夜間で 69.1 デシベルであり、殿町夜光線の昼間を除き環境基準（昼間：70 デシベル、夜間：65 デシベル）を上回ると予測しているが、現況においても環境基準を超えており、この現況に対する搬出入車両による騒音の増加は最大で 0.1 デシベルと予測している。これらに対し、車両による運搬と船舶による輸送を組み合わせるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺環境への影響は少ないとしている。

この評価は、概ね妥当であると考えるが、供用時の施設の稼動に伴う敷地境界における騒音レベルの予測については、隣接地への影響を考慮し、最大値が出現した海側に加え、陸地側の敷地境界における最大値についても条例評価書で明らかにすること。

エ 振動

建設時の建設機械の稼動に伴う敷地境界における振動レベルの最大値は 70 デシベルで、地区別環境保全水準の値（75 デシ

ベル)を下回ると予測し、さらに、低振動型の建設機械を使用するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。また、工事用車両の走行に伴うピーク時の道路端における振動レベルは、国道409号で53.1デシベル、殿町夜光線で44.1デシベルであり、いずれも地区別環境保全水準(昼間:70デシベル)を下回ると予測し、さらに、工事用車両が集中しないよう車両台数の管理に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺環境に及ぼす影響は少ないとしている。

一方、供用時の施設の稼動に伴う敷地境界における振動レベルの最大値は48デシベルで、地区別環境保全水準(昼間:70デシベル)を下回ると予測し、さらに、振動の大きな機器については、振動の伝播を抑制する防振対策を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。また、搬出入車両の走行に伴う道路端における振動レベルは37.2~55.1デシベルで、地区別環境保全水準(昼間:70デシベル、夜間:65デシベル)を下回ると予測し、さらに、車両による運搬と船舶による輸送を組み合わせるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺環境に及ぼす影響は少ないとしている。

この評価は、概ね妥当であると考えるが、供用時における振動発生施設については、保守管理の徹底に努めること。

オ 廃棄物(産業廃棄物)

建設時及び供用時に発生する産業廃棄物については、分別排出を徹底し、可能な限り再資源化を図るとともに、それが困難なものについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可を受けた業者に委託して適正に処理するとしている。また、搬出運搬にあたっては、荷くずれや飛散等が生じないように、荷台カバーの着用を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺の生活環境の保全に支障がないとしている。この評価は概ね妥当である。

カ 地域交通(交通混雑、交通安全)

交通混雑については、建設時における工事用車両の走行に伴う交通混雑度は 0.00～0.60、交差点飽和度は 0.26～0.60 で、また、供用時における搬出入車両の走行に伴う交通混雑度は 0.01～0.79、交差点飽和度は 0.33～0.74 であり、建設時及び供用時ともに、円滑な交通量の処理が可能とされる交通混雑度 1.0 及び交通量の処理が可能とされる交差点飽和度 0.9 を下回ると予測している。さらに、建設時には工事用車両が特定の時間帯に集中しないように車両台数の管理等に努め、また、供用時には製品の搬出に船舶を併用することによる車両台数の低減を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺環境に及ぼす影響は少ないとしている。

また、交通安全については、工事用車両及び搬出入車両が走行する道路は交通安全施設が備わった道路であり、建設時には出入口に必要な応じて交通整理員を配置し、供用時には運転者に対する交通安全教育を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずることから、歩行者への安全が確保できるとしている。この評価は概ね妥当である。

キ その他の事項

(ア) 本計画では、粉じんの抑制装置であるミストネットで界面活性剤を使用することから、公共用水域への影響が懸念されるため、条例評価書の段階で界面活性剤の主成分、使用量及び濃度等を示し、排水規制に適合することを明らかにすること。

(イ) 処理施設におけるがれき類の処理量については、施設の稼働状況を明らかにするため、1日当たりの処理量に加え、年間を通しての処理量を条例評価書に記載すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、そ

の積極的な取り組みを図るとともに、具体的な内容について、市へ報告すること。

(4) 事後調査事項

事後調査については、供用時の「緑」の項目において、樹木の生育状況等の調査を行うとしており、この調査項目は妥当であると考えるが、目的を明確にして、計画的な調査を行うこと。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続き経過

平成15年12月	9日	指定開発行為実施届受理
平成16年	1月6日	条例方法書公告、縦覧開始
	1月13日	市長から審議会に条例方法書について諮問
	2月19日	条例方法書縦覧終了、意見書の締切り 縦覧者 11名 意見書提出 1通
	3月1日	指定開発行為者あて意見書の内容の送付
	4月19日	審議会から条例方法書について市長に答申
	5月13日	指定開発行為者あて条例方法審査書送付
	5月13日	条例方法審査書公告
	8月23日	条例準備書受理
	9月3日	条例準備書公告、縦覧開始
10月	18日	縦覧終了、意見書の締切り 縦覧者 2名 意見書の提出 なし
11月	4日	市長から条例環境影響評価等の審査について審議会に諮問
12月	28日	審議会から条例環境影響評価等の審査について市長に答申

4 川崎市環境影響評価審議会における審議経過

平成16年	1月13日	(仮称)NIPPPO小島町処理工場に係る条例方法書について、市長より諮問
	1月16日	審議会(現地視察)
	3月16日	審議会(条例方法書事業者説明及び審議)
	4月12日	審議会(条例方法書答申案審議)
	4月19日	(仮称)NIPPPO小島町処理工場に係る条例方法書の審査結果について、審議会から市長あて答申
11月	4日	(仮称)NIPPPO小島町処理工場に係る条例環境影響評価等の審査について、市長より諮問
11月	16日	審議会(現地視察)
11月	25日	審議会(条例準備書事業者説明及び審議)
12月	27日	審議会(条例準備書答申案審議)
12月	28日	(仮称)NIPPPO小島町処理工場に係る条例環境影響評価等の審査について、審議会から市長あて答申